滋賀県新型コロナウイルス感染症発生時の介護関連施設・事業所等間の応援事業

に関する協定書（同事業実施要綱に定める代替サービス提供事業）

法人甲（以下「依頼法人」という。）およびサービス調整を行う居宅介護支援事業所を経営する法人乙（以下「調整法人」という。）ならびに法人丙（以下「受入法人」という。）は、標記事業について次のとおり協定を締結し、当該協定は、依頼法人、調整法人、指定権者、保険者または標記事業受託団体（以下「受託団体」という。）による代替サービスの調整において、依頼法人および調整法人ならびに受入法人の意思が確認できた時点で成立し、効力を有することとする。

（代替サービス調整にかかる情報提供）

1. 依頼法人は、代替サービスの調整が必要となった利用者および当該利用者にかかる濃厚接触の判断の有無など、代替サービス調整の申請にあたり必要な情報を受託団体および調整法人に情報提供するものとする。

（代替サービスの調整）

1. 前条の情報提供を受けた調整法人は、代替サービスの調整を行うこととする。

２　受託団体は、調整法人による代替サービスの調整について、標記事業に登録した事業所や受入可能人数、濃厚接触者に対するサービス提供の可否などの必要な情報を調整法人から求めがあった場合、提供することとする。

３　調整法人は、代替サービスの調整結果を受託法人に報告することとする。

４　受託団体は、調整法人が行うサービスの調整に協力するとともに、必要に応じて、保険者および指定権者の協力を求めることとする。

（代替サービス調整一覧表）

1. 受託団体は、調整法人がサービス調整を行った人数や受入法人の受入人数などを記載した代替サービス調整一覧表を作成するものとする。

２　受託団体は、代替サービス調整一覧表を依頼法人および調整法人ならびに受入法人に対して提供することとし、必要に応じて、指定権者および保険者にも情報提供することとする。

（代替サービスの提供期間）

1. 代替サービスの提供期間は、令和　　年　　月　　日から概ね３週間とする。

２　前項の期間内に標記事業実施要綱に定める「新型コロナウイルス感染症発生時の介護関連施設・事業所等間における応援事業終了届」が提出された場合は、当該終了届に記載する「終了見込期日」をもって代替サービスの提供を終了するものとする。

（利用者の勧誘の禁止）

1. 受入法人は、代替サービス提供期間中において、受入れた利用者またはその家族に対し、代替サービス提供期間終了後も引き続き利用するよう働きかけてはならない。

（利用者の状況の報告）

1. 代替サービス利用期間終了後のサービス提供に支障を来さないよう、受入法人または調整法人は、必要に応じて、代替サービス利用期間中の利用者の状況について、依頼法人に対して報告するものとする。ただし、利用者の状況に特段の変化がない場合は、この限りではない。

２　依頼法人は、必要に応じ、受入法人に利用者の状況について、報告を求めることができる。

（代替サービス調整および提供の中止等）

1. 調整法人または受入法人において、感染症の発生または天災その他の不可抗力によって代替サービスの調整・提供が困難になったときは、調整法人および受入法人は、代替サービスの調整・提供の中止を請求することができる。

２　前項の規定により代替サービスの調整の中止を請求するときは、中止する日を明らかにし、依頼法人および受託団体に報告することとする。

３　第１項の場合、代替サービスの調整が困難となる利用者の代替サービスの調整は、受託団体が行うこととし、必要に応じて、保険者および指定権者の協力を得ることとする。

4　第１項の規定により代替サービスの提供の中止を請求するときは、受入法人は、中止する日を明らかにし、依頼法人、調整法人および受託団体に報告することとする。

5　前項の報告を受けた調整法人は、代替サービスの提供が中止される利用者の再度の代替サービスの調整を行い、調整した結果を受託団体に報告することとする。

6　第２項および第５項の報告を受けた受託団体は、代替サービス調整一覧表を修正し、依頼法人および調整法人ならびに受入法人に情報提供するとともに、必要に応じて指定権者および保険者に対しても情報提供することとする。

（費用負担）

1. 依頼法人は、標記事業要綱に従って、利用者の代替サービスの調整を行う介護支援専門員に支給することとなる調整手当の総額を調整法人に対して支払うものとする。

２　前項の調整手当は、調整法人からの請求に基づき支出することとする。

（協定の解除）

1. 依頼法人または受入法人は、その相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの協定を解除することができる。

（１）この協定を履行しないときまたは履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）この協定の履行にあたり、不正な行為があると認められるとき。

（３）その他協定上の義務を履行しないと認められるとき。

（その他）

1. この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義を生じた事項については、依頼法人、調整法人、受入法人および受託団体は、誠意を持って協議するものとする。

　この協定の証として本書を協定法人数に応じ作成し、依頼法人、調整法人、受入法人、各自１通を保有するものとする。

令和　年　　月　　日

　 　　　 依頼法人（住所）

　　　　 　　　 　（法人名）

　　　　　　　　　　　（代表者名）

　　　　調整法人（住所）

　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　（代表者名）

　　　　調整法人（住所）

　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　（代表者名）

　　　　受入法人（住所）

　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　（代表者名）

　　　　受入法人（住所）

　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　（代表者名）